

# 岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

岩 内 町

## 1 目的

本実施要領は、「岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務」を委託する候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により実績・専門性・技術力・企画力・創造性等の要素を総合的に比較検討し、最も適格と判断される候補者を特定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務

### (2) 業務内容

別紙「岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務」仕様書による。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）

### (4) 委託場所

北海道岩内郡岩内町内一円

### (5) 契約上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

### (6) 契約方法

プロポーザルにより選定した候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

## 3 担当部署

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町 町民生活部 町民生活課 生活環境係

TEL：0135-67-7094（直通） FAX：0135-67-7103 E-Mail：jumin@town.iwanai.lg.jp

## 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、公告日時点において、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行わ

れていないこと

- (3) 令和3・4年度岩内町競争入札参加資格を有していること。
- (4) 北海道内に本店、支店、事業所等を有していること
- (5) 租税を完納していること
- (6) 暴力団又はその構成員の統治下にある者でないこと
- (7) 公告の日から候補者を選定するまでの期間に、本町からの指名停止の措置を受けていないこと
- (8) 過去5年間（H29年度～R3年度）において、国又は地方公共団体の発注に係る本業務と同種業務又は類似業務を元請けとして完了した業務実績を1件以上有すること（JV等）。

同種業務：2050年カーボンニュートラル達成を目標とする地域の脱炭素化に係る計画

再生可能エネルギー導入目標・エネルギービジョンなどの再生可能エネルギーの推進に係る計画等の策定

地方自治体実行計画（事務事業編及び区域施策編）の策定

環境基本計画の策定または改訂

類似業務：国内における同種業務に類する調査の他、温室効果ガス排出量調査、エネルギー消費量調査、再生可能エネルギーのポテンシャル調査等の脱炭素または再生可能エネルギーに関連する調査業務

- (9) 技術士（建築部門：都市及び都市計画）、技術士（環境部門：環境保全計画）、エネルギー管理士、博士（工学）いずれかの資格保有者を有しており、その者を本業務における管理技術者として配置できること。

## 5 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

実施内容	日程
プロポーザル実施公告	令和4年6月24日（金）
実施要領、委託仕様書の交付期間	令和4年6月24日（金）から 令和4年7月1日（金）
質問票の提出期限	令和4年7月1日（金）
質問に対する回答の公表	令和4年7月5日（火）

参加表明書の提出期限	令和4年7月7日（木）
企画提案書等の提出期限	令和4年7月15日（金）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和4年7月20日（水）から 令和4年7月25日（月）の間で実施
選考結果通知	令和4年7月29日（金）までに通知
業務委託契約の締結（随意契約）	令和4年8月上旬予定

## 6 質問の受付及び回答

当プロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次の通りとする。

### （1）質問の受付

#### ア 受付期限

令和4年7月1日（金） 午後5時まで（必着）

#### イ 提出方法

質問書（様式第4号）に記入のうえ、電子メールにて提出することとし、必ず受理確認をすること。その際、件名を「【質問】岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務（貴社名）」とすること。なお、電話、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けないものとする。

#### ウ 提出場所

3 担当部署 に同じ

### （2）質問の回答

令和4年7月5日（火）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、取りまとめ後、岩内町公式ホームページで公表するものとする。

## 7 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加希望する者は、次の書類を提出するものとする。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと判断された場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

### （1）提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）：1部

イ 会社概要書（様式第2号）：1部

ウ 実績調書（様式第3号）：1部

エ その他提出書類

業務実施体制：1部

参加資格者有資格免状の写し：1部

履歴事項全部証明書の写し：1部

4 参加資格要件（5）を証する書類

(2) 提出期限

令和4年7月7日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

3 担当部署 に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。なお、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

8 企画提案書等の提出

このプロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加表明書の提出がなかったものとみなす。なお、作成要領は別添の「資料作成要領」のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案書（本編）（任意様式）

ウ 見積書（様式第6号）及び見積書に関する内訳書（任意様式）（積算根拠を記載すること）

(2) 提出期限

令和4年7月15日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

9部「正1部 副8部」

(4) 提出場所

3 担当部署 に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、郵便書留等の配達状況確認が可能な方法により提出期限までに必着とする。なお、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

(6) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。

ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。

イ 提出された提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1社につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

## 9 企画提案の審査及び選定

### (1) 審査委員会の設置

提出された企画提案書等の内容について、適正に候補者を公正かつ公平に選定するため、「岩内町ゼロカーボンビジョン策定調査等業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

### (2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

#### ア 実施日

令和4年7月20日（水）から令和4年7月25日（月）の間で実施（土日を除く）

※ 詳細な日時等については、別途通知する。

#### イ 実施場所

岩内町役場庁舎

#### ウ 実施方法

- ① 1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は40分以内（提案30分、質疑10分以内）とする。
- ② プレゼンテーションへの出席者は、予定責任者を含む3名以内とする。
- ③ 必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他プレゼンテーションに必要なノートパソコン等は提案者が準備することとし、事前に町と協議すること。
- ④ プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。
- ⑤ プレゼンテーション当日に指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。
- ⑥ 本役場庁舎での実施を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、書面審査又はオンラインによる実施等も検討することとし、その際は別途通知する。

### (3) 審査基準

別紙「審査項目と審査基準の概要」のとおり

### (4) 受託候補者の選定

審査委員会において、企画提案書、見積額、プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった者を委託契約交渉順位第一位の受託候補者とし、次点の者を準受託候補者として選定する。

#### (5) 結果通知

審査結果については、参加者に書面にて通知するとともに、岩内町公式ホームページで公表するものとする。

### 1 0 応募の辞退

参加表明書等の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第7号）をプレゼンテーション実施日の前日までに「3 担当部署」に郵送（※必着）により提出すること。

### 1 1 契約締結

- (1) 本業務委託契約は、指名選考委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

### 1 2 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された条件に適合しない場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員会委員又は関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合

### 1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は認めないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (5) 企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。ただし、本町は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合

は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 本プロポーザルにおいて使用する言語や通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 参加者が1社のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。

(8) 参加者が3社を超える場合には、参加表明書等による第一次審査を実施し、上位3社を審査会への参加事業者とする。第一次審査は、事務局において実施する。なお、審査は「審査項目と審査基準の概要」に基づき行う。

(9) 本要領に定めのない事項については、適宜、町が判断するものとする。

(10) 本業務については、令和4年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用しての業務とし、業務実施については当該補助金交付決定が条件となるため、受託候補者として指名された場合においても、契約に至らない可能性がある